

北見市役所
 まちきた大通ビル庁舎
 〒090-8509
 北見市大通西2丁目1番地

市役所代表電話
0157-23-7111
 お電話を担当へおつなぎします。

開庁時間 あさ **8時45分** ~ 夕方 **5時30分**
 (土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

端野総合支所、常呂総合支所、留辺蘂総合支所でも各種手続きができます。
 なお、支所・出張所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

北見市ホームページ <http://www.city.kitami.lg.jp/>



手続きチェックシート 出生

ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれたら14日以内に届出してください

出生届

《届出に必要なもの》

- ・ 医師・助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳
- ・ 届出人の印鑑

関連する手続きは
内側にあります

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
 本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・ 健康保険証
- ・ 年金手帳
- ・ 介護保険証
- ・ 北見市バス乗車証
- ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

出生 に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

支所・出張所 マークのあるものは、支所・出張所でも受付しています。

下記にあてはまりますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	北見市ガイド
住所 戸籍	お子さんのマイナンバーについて	※後日通知が郵送で送られます (約1か月かかります)		住所・戸籍 あお 支所・出張所		P45
	お子さんの住民票コードについて	※通知が郵送で送られます		住所・戸籍 あお 支所・出張所		
保険	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (保険証は後日郵送)		住所・戸籍 あお 支所・出張所		P57
	→出産した方が国民健康保険の方 ①出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が42万円(※2)に満たなかった方 ②「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方	「出産育児一時金」の支給申請	・出産育児一時金支給申請書 ・世帯主の口座番号がわかるもの ・病院でもらった次の2点 ・出産費用の領収・明細書の写し ・代理契約に関する合意文書の写し	健康保険・年金 ももいろ 支所・出張所		P58
	→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください		健康保険の加入先で 手続きしてください		
※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では40.8万円(令和3年12月31日までの出生は40.4万円)						
こども	母子健康手帳への出生証明		母子健康手帳	住所・戸籍 あお 支所・出張所		
	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して15日以内 ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください	・母子健康手帳 ・請求者の通帳 ・健康保険証 (産まれた子の父と母) ※2人目以降は、母子健康手帳のみで申請できます	子ども・子育て オレンジ 支所・出張所		P53
	子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へお越しください	・健康保険証(子) ・同意書(保護者、生計維持者、同一世帯員) ※認印が必要な場合があります ※転入1年以内の方は、前住所地の「所得・課税証明書」が必要な場合があります ※同意書は受付窓口でお渡しします	健康保険・年金 ももいろ		P62
	こんにちは赤ちゃん訪問事業のご案内	お子さんが生まれてから2か月頃までを目安に、「予防接種のしおり」をお渡ししたり、お子さんのご様子を伺って状況に応じた育児情報をお伝えするために、ご家庭を訪問しています。訪問の際には、事前にご連絡します。	<北見自治区> 北見市が委託した女性主任児童委員もしくは健康推進課保健師が訪問します <端野・常呂・留辺蘂自治区> 各総合支所の保健師が訪問します ※訪問員は写真入りの身分証明書を携行しています	健康推進課 (保健センター) 0157-23-8101		P53
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください	子ども・子育て オレンジ		P54
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください	健康保険・年金 ももいろ		P52
その他	市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	下記のいずれか1点 ・子及び世帯主の住民票 ・戸籍謄本 ・母子健康手帳	都市建設部総務課 (北2条仮庁舎4階) 0157-25-1626		P96

市役所代表電話
0157-23-7111

お電話を担当へおつなぎします。